

## 原発事故経済被害対応チームの開催について

平成 23 年 4 月 11 日  
内閣総理大臣決裁  
平成 23 年 5 月 9 日  
一 部 改 正

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による経済被害についての対応の枠組みの検討等を行うため、原発事故経済被害対応チーム（以下「チーム」という。）を開催する。
2. チームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チーム長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

チーム長	原子力経済被害担当大臣
副チーム長	内閣官房長官
	財務大臣
	文部科学大臣
	経済産業大臣
事務局長	チーム長が指名する副大臣
事務局長代理	チーム長が指名する内閣官房副長官及び内閣総理大臣補佐官
3. チームの庶務は、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、チームの運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。